



2025年12月11日

各 位

会 社 名 株式会社 チームスピリット
代表者名 代表取締役 CEO 道下 和良
(コード: 4397 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 高橋 亮
(TEL. 03-4577-7510)

当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行のお知らせ

当社は、2025年12月10日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

（1）発行の概要

1.	払込期日	2026年1月6日
2.	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 9,900株
3.	割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）1名 9,900株
4.	発行価額	1株につき 504円
5.	発行総額	4,989,600円

（2）発行の目的及び理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2024年10月11日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議しております。

また、2024年11月29日開催の当社第28期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する既存の金銭報酬の枠内で、対象取締役に対して年額50百万円以内の譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行又は処分される当社普通株式の総数は年80,000株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「勤務期間」という。）にわたって継続して取締役として業務を執行し、勤務期間経過後に退任するときまでにすること等につき、決議いたしました。

（3）割当契約の概要

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを予定しています。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、割当日から2029年1月5日までの期間（以下、「勤務期間」という。）にわたって継続して取締役として業務を執行し、勤務期間経過後に退任する時まで、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「

「譲渡制限」という。) こと。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、勤務期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得すること。また、本割当株式のうち、勤務期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、勤務期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、取締役の退任の時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、勤務期間が満了する前に取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとするものとする。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、当社が定める証券会社において当社が指定する方法で、本割当株式について記載又は記録する口座開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとする。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議の前営業日（2025年12月9日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（504円）といたしました。本新株発行に係る発行価額は、割当予定先に特に有利なものとはいはず、合理的と考えています。

以上